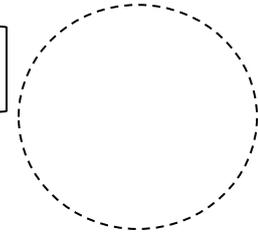


# 相続人代表者指定届出書 兼固定資産現所有者申告書

〔 市民税・県民税  
固定資産税・都市計画税 〕



宗像市長 あて 令和 年 月 日

地方税法第9条の2第1項及び施行令第2条に規定する相続人の代表者【被相続人に係る市税（市県民税・固定資産税・都市計画税）の賦課徴収（滞納処分を除く）及び還付に関する書類を受領する代表者】を下記のとおり指定し、届け出ます。併せて同法第384条の3並びに宗像市税条例第74条の3に規定する現所有者を申告します。

被相続人	住所	〒 -	通知書CD ※記入不要													
	フリガナ		0	0	0											
	氏名		相続開始（死亡）年月日													
			年 月 日													

相続人の代表者	住所	〒 -	代表CD ※記入不要												
	フリガナ		0	0	0										
	氏名		続柄		相続分										
	生年月日		年 月 日		電話番号										

相続財産管理人その他の申告者	住所又は居所	〒 -				
	フリガナ		連絡先・備考			
	氏名					

この届出の税目を○で囲んでください。○で囲んでいない場合は、下記の市税すべての届出として取り扱います。			この届出の対象となる資産		
市民税 県民税	固定資産税 都市計画税		別紙のとおり		

代表者以外の相続人	住所	〒 -	生年月日			
			大昭平令 年 月 日			
	フリガナ		電話番号		続柄	相続分
	氏名					
	住所	〒 -	生年月日			
			大昭平令 年 月 日			
	フリガナ		電話番号		続柄	相続分
	氏名					

※記載欄は裏面まで続きます

※代表者は署名してください。相続人は全員記載してください。代表者(申告者)の本人確認を行うことがあります。裏面の注意事項に留意のこと。以下の欄は記入しないでください。

税務課	期間開始日	年 月 日	処理者	受取方法	<input type="checkbox"/> 郵送
	終了年月日	年 月 日			<input type="checkbox"/> 窓口
	処理年月日	年 月 日	確認者	控え	<input type="checkbox"/> 済
	口座の有無	有( )・無			<input type="checkbox"/> 不要
処理欄	新住民コード	有(有りの場合は必ず右記処理を)・無	新住民コードへの相代人設定処理		<input type="checkbox"/> 済
					<input type="checkbox"/> 不要

代 表 者 以 外 の 相 続 人	住所	〒 -	生年月日		
			大昭平令 年 月 日		
	フリガナ		電話番号	続柄	相続分
	氏名				
	住所	〒 -	生年月日		
			大昭平令 年 月 日		
	フリガナ		電話番号	続柄	相続分
	氏名				
	住所	〒 -	生年月日		
			大昭平令 年 月 日		
	フリガナ		電話番号	続柄	相続分
	氏名				
住所	〒 -	生年月日			
		大昭平令 年 月 日			
フリガナ		電話番号	続柄	相続分	
氏名					
住所	〒 -	生年月日			
		大昭平令 年 月 日			
フリガナ		電話番号	続柄	相続分	
氏名					

#### 相続人代表者の指定と共有者の連帯納税義務

地方税法（以下「法」と略称）第9条の2第1項により、相続人が二人以上あるときは、相続人の代表者（滞納処分を除き、納税通知書等を受け取る代表）を指定することができます。ただし、共有物の所有者は、連帯して納税義務を負います（法第10条の2第1項）。

#### 固定資産税の納税義務者

固定資産の相続登記または遺産分割が完了するまでは、相続人が、賦課期日（1月1日）において固定資産を現に所有する者（法第343条第2項後段）つまり固定資産税の納税義務者となります。

#### 現所有者申告と相続人代表者の届出

法第384条の3並びに市税条例第74条の3により、固定資産現所有者（相続人全員）の申告制度ができました。この用紙は固定資産の現所有者及び代表の申告と、市税一般にかかる代表者の届出を兼ねます。届出以後、例年当初の納税通知書等は、代表者へ送付します。

#### 相続の承認

相続の限定承認または放棄は、最終住所を管轄する家庭裁判所で申述してください。限定承認された資産に関する未納税額については、相続分を上回る課税はされません（法第9条第1項）。相続放棄した人は、初めから相続人にならなかったものとみなされます（民法第939条）。申述が受理されたら、申述受理証明書か、申述受理通知の写しをこの申告書に添付してください。

#### 添付書類

他に次のような相続にかかる決定があったときは、それを証する書面（写し）を添付してください。  
遺産分割：相続人全員の協議書または家庭裁判所の審判書  
遺言：遺言状

#### 修正申告

この申告をした後に上記の決定があったときは、その書面を添えて修正申告してください。

#### 相続の登記

法務局で移転登記すると、市役所に通知が来て、所有者が変更されます。この場合は申告不要です。なお、この申告では登記されないの、必ず法務局で申請してください。